

## 女性活躍推進法が施行されました！（平成 28 年 4 月 1 日施行）

### 一般事業主行動計画を策定しましょう！！

- **常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主**に対しては、
  - ①自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
  - ②状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・社内周知・公表
  - ③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
  - ④女性の活躍に関する状況の情報の公表が**義務**つけられています。
- **常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主**も、働きやすい職場を作るために、ぜひ、行動計画を策定してください。

### 女性活躍推進法特集ページ



- ・女性活躍推進法の内容、Q & A、リーフレット&パンフレット
- ・一般事業主行動計画策定届
- ・優良企業の認定（認定基準・認定申請書）
- ・行動計画策定の支援ツール
- ・女性活躍加速化助成金（女性の活躍推進に取り組む事業主の方への給付金）等

### 女性の活躍推進企業

#### データベース

- ・行動計画の外部への公表や自社の女性の活躍に関する情報を公表する際、厚生労働省の「女性の活躍両立支援総合サイト」内の「女性の活躍推進企業データベース」をぜひご活用ください。

### 中小企業のための

### 女性活躍推進事業

- ・300 人以下の事業主の行動計画策定のお手伝い（電話相談と訪問援助等）をします。  
【厚生労働省委託事業】

### ◎女性活躍推進法に基づく認定企業はこちら（奈良労働局管内認定企業名一覧）



女性活躍推進法

認定マーク「えるぼし」